

シマフクロウ生息森林の取扱い方針について

北海道森林管理局

令和6年3月29日

5北計第129号 北海道森林管理局長

シマフクロウ生息森林の取扱い方針について

令和2年3月25日 元北計第110号
北海道森林管理局長より各森林管理（支）署長あて
【最終改正】令和6年3月29日 5北計第129号

「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少動植物種に指定されているシマフクロウについては、生息に適する森林の保全及びその繁殖活動の保護を図るため、以下の取扱い方針により、適切に対応することとする。

なお、シマフクロウの生息に適する森林の保全及びその繁殖活動の保護とは、営巣に適した立木の保存、行動圏の確保及び周辺環境改変の制限等を図ることであり、森林施業にあたっては、一般的な施業区域と区別しその生息を保護する区域を設定する等、シマフクロウの繁殖活動等に十分配慮した取扱いが必要である。

取扱い方針

(1) シマフクロウの生息を保護する区域

シマフクロウ希少個体群保護林に加え、同保護林以外のシマフクロウの営巣中心域並びに営巣期及び非営巣期においてシマフクロウの行動が確認された区域を、「シマフクロウの生息を保護する区域」とする。

(非公表)

なお、シマフクロウの行動する区域が明確でない場合は、巡視の機会等を通じ、その把握に努める。

(非公表)

(2) 巣箱の設置

巣箱を設置する必要がある場合は、「シマフクロウの生息を保護する区域」において、餌場となる河川周辺に広葉樹林又は針広混交林内の大径木などがあり、適地と判断された箇所を基本とする。

なお、人工林内及び施業地周辺でも、巣箱を設置できるものとする。

(3) 施業管理

「シマフクロウの生息を保護する区域」を「営巣木保護区域」及び「その他の区域」に区分して、①～③により施業管理を行う。

「営巣木保護区域」は、営巣木(巣箱を設置して営巣した木を含む。以下同じ。)と繁殖期(1～6月。以下同じ。)の主要な採餌場所を含む周辺一帯の区域とし、尾根等の地形線や林相(小班)を基に区画する。

なお、営巣木保護区域を設定できない場合は、営巣木からおおむね500mの区域を営巣木保護区域と同等に取り扱うものとする。

① 「シマフクロウの生息を保護する区域」全域(営巣木保護区域、その他の区域共通)

ア 営巣木及び大径樹洞木(営巣候補木)は保残する。また、将来、大径樹洞木となり得るようなミズナラ、ニレ、シナノキ、カツラ、ダケカンバ等があれば、保残するとともに、その育成に努める。

イ 人工林については、シマフクロウの生息環境の保全に資するため、間伐を適切に実施し林分の健全化に努めるとともに、下層植生の生育を促し、将来は針広混交林に誘導する。また、必要に応じ飛翔空間確保のための密度調整を行う。

なお、間伐等の施業を行う場合、営巣木や営巣木を見張る個体を隠す観点から、営巣木からおおむね30mの区域では原則として伐採を行わない。ただし、樹種の特性等から必要がある場合は、定性間伐を実施することとする。

また、一般車両が通行する道路に隣接した事業地で間伐等の施業を行う場合、シマフクロウと車両との衝突事故を防止する観点から、可能な限り道路からおおむね20m幅の区域では伐採を行わず(ただし、樹種の特性等から必要がある場合は、定性間伐を実施することとする。)、また、原則として、道路に隣接した土場の作設は行わない。

ウ 繁殖期間内は原則として事業を実施しない。

② 営巣木保護区域

ア 天然林については、森林の維持管理等(風害等による被害木の伐採を含む。)のための伐採を除き、原則として伐採を行わない。

イ (非公表)

③ その他の区域

シマフクロウの生息環境の維持・向上及び森林の健全化の確保(風害等による被害木の伐採を含む。)のため、営巣木保護区域以外の区域の天然林を伐採する場合は、針葉樹、広葉樹の割合、樹齢等に配慮して実施する。

(4) その他

- ① 土木工事や施業の実施においては、シマフクロウの餌となる魚類、両生類等の生息環境に影響を及ぼさないよう努める。
- ② 「シマフクロウの生息を保護する区域」で事業を行う場合は、これを適切に行われるよう必要に応じ生物多様性保全アドバイザーをはじめとする有識者の意見を聴くものとする。
- ③ (非公表)
- ④ シマフクロウの現状及び生態について、特にシマフクロウの個体や営巣木への過剰接近、餌付けが及ぼす人慣れや繁殖阻害等の悪影響等について、十分な普及啓発に努める。